

本日、5月8日開催の大阪狭山市議会臨時会におきまして、5月1日に提供させていただいた「新型コロナウイルス感染症に伴う緊急応援策」のうちの7件の事業予算と「特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例」が可決されました。

引き続き、全市一丸となって緊急応援策に取り組んでまいります。

【新型コロナウイルス感染症に伴う緊急応援策】

- ・事業者応援策として「休業要請支援金の追加応援事業」(20,019千円)
 - ・子育て応援策として「ひとり親世帯への特別給付金」(13,153千円)
「保育所や認定こども園等の給食費の無償化」(15,770千円)
「小・中学校の給食費の無償化」(38,800千円)
「保育料の減免」(10,049千円)
 - ・その他応援策として「新型コロナウイルス感染症等対策基金の創設」(1,000千円)
- 加えて、
- ・65歳以上の高齢者の方がいる世帯への新たなマスクの配布や、医療、介護、福祉事業所にマスクを追加配布するなどの「マスクの配布事業」(11,864千円)

【特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例】

新型コロナウイルス感染症の影響で市民生活が大きな影響を受ける中、**市長、副市長及び教育長の給与を令和2年6月から令和3年3月までの間、20%減額改定する「特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例」**が可決されました。

〈補足説明〉

大阪狭山市では、令和元年7月から特別職給与の10%を削減、その後、社会情勢を踏まえ、令和2年4月からはさらに5%の削減(期末手当を含む)、今回の新型コロナウイルスの影響を鑑み、令和2年6月からは加えて5%の削減(合計20%削減)に取り組むこととし、その**効果額は4,661,467円**となります。



新型コロナウイルス感染症に伴う緊急応援策
～負けるな!力を合わせて新型コロナ禍を乗り越えよう!～

大阪狭山市休業要請支援金を支給

緊急事態措置により、大阪府から施設の使用制限による休業の協力要請等を受けた事業所で、大阪府の休業要請支援金の対象事業者で要件基準に合わなかった中小企業・個人事業主に対し、下記の条件を満たす場合に「大阪狭山市休業要請支援金」(本市独自の支援金)を支給します。

支給額

中小企業 20 万円、個人事業主 10 万円

支給日

申請受付日から約 2 週間後

(ただし、審査により遅れる場合もあります。)

期間

令和 2 年 5 月 11 日～令和 2 年 6 月 30 日

条件

令和 2 年 3 月 31 日以前に開業し、営業実態がある中小企業・個人事業主で、下記の要件①～③をすべて満たしていること。

- ① 大阪狭山市内に主たる事業所を有している中小企業、個人事業主であること。
- ② 府の「施設の使用制限の要請等」を受け、令和 2 年 4 月 21 日から 5 月 6 日までの全ての期間において、支援金の対象となる施設を全面的に休業した当該施設の運営事業者であること。ただし、食事提供施設の運営事業者は、営業時間を午前 5 時から午後 8 時までの間へと短縮する等の協力を行った場合のみ。
- ③ 令和 2 年 4 月の売上が前年同月比 30%以上 50%未満減少していること。

事業費(予算額) 20,019 千円

【お問い合わせ先・申請書の送付先】

大阪狭山市役所 市民生活部 農政商エグループ

〒589-8501 大阪狭山市狭山一丁目 2384 番地の 1 電話 072-366-0011(内線 553)
FAX 072-367-1254 メールアドレス nousei@city.osakasayama.osaka.jp

新型コロナウイルス感染症に伴う緊急応援策
～負けるな!力を合わせて新型コロナ禍を乗り越えよう!～

ひとり親世帯への特別給付金を支給

緊急事態宣言に伴う自粛要請に基づき、経済的に深刻な影響を受けている一定所得以下のひとり親世帯で、児童扶養手当を支給している世帯に対し、緊急応援として支給します。

支給額

1回限り、1世帯3万円

対象者

令和2年4月分の児童扶養手当受給者

※ 令和2年3月31日で児童が18歳の年齢到達により児童扶養手当資格喪失となった方は対象外です。

支給時期

令和2年7月10日頃

※ 申請の手続きは不要です。対象者には案内文書を送付します。

事業費(予算額) 13,153千円

【お問い合わせ先】

大阪狭山市役所 こども政策部 子育て支援グループ

〒589-8501 大阪狭山市狭山一丁目2384番地の1 電話 072-366-0011(内線313)
FAX 072-367-1254 メールアドレス kosodate@city.osakasayama.osaka.jp

新型コロナウイルス感染症に伴う緊急応援策
～負けるな!力を合わせて新型コロナ禍を乗り越えよう!～

保育所・認定こども園等の

給食費の無償化

緊急事態宣言に伴う外出の自粛や施設の使用制限の要請等により、休業等の影響を受けている保護者の経済的負担を軽減するため、保育所や認定こども園、市立幼稚園に通う3歳児から5歳児までの保護者に対し、令和2年4月分から7月分の4か月間の給食代(副食費)を無償にします。

対象者

私立保育園、私立認定こども園、市立幼稚園、市立こども園に通う3歳児から5歳児の保護者

対象時期

令和2年4月分～7月分の4か月間

※ 申請の手続きは不要です。4月分の既にお支払い済みの給食代(副食費)の返金方法等については、利用している施設にご確認ください。



事業費(予算額) 15,770 千円

【お問い合わせ先】

大阪狭山市役所 こども政策部 保育・教育グループ

〒589-8501 大阪狭山市狭山一丁目 2384 番地の1

電話 072-366-0011(内線 317,318) FAX 072-367-1254

メールアドレス hoiku@city.osakasayama.osaka.jp

令和2年5月8日(金)



新型コロナウイルス感染症に伴う緊急応援策
～負けるな!力を合わせて新型コロナ禍を乗り越えよう!～

小・中学校の給食費の無償化

教育にかかるご家庭の負担を少しでも軽減するため、小・中学校再開後の2か月分(令和2年6月分と7月分【予定】)の給食費を無償にします。

対象者

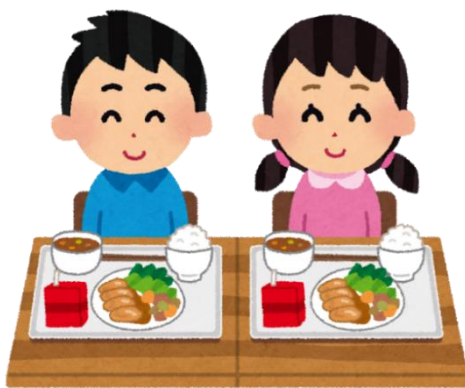
大阪狭山市立の小・中学校に通う児童・生徒の保護者

対象期間

学校再開後の2か月分

(令和2年6月、7月分【予定】)

※ 申請の手続きは不要です。



事業費(予算額) 38,800 千円

【お問い合わせ先】

大阪狭山市役所 教育部 学校給食グループ

〒589-8501 大阪狭山市狭山一丁目2384番地の1 電話 072-366-0011(内線816)

FAX 072-367-1254

メールアドレス kyusyoku@city.osakasayama.osaka.jp

新型コロナウイルス感染症に伴う緊急応援策
～負けるな!力を合わせて新型コロナ禍を乗り越えよう!～

保育料の減免

緊急事態宣言に伴う外出の自粛や施設の使用制限の要請等により、休業等の影響を受けている保護者の経済的負担を軽減するため、感染拡大防止のため、本市より保育所等への登園を自粛要請し、家庭保育に協力いただいている児童の4月分の保育料を自粛要請日数に応じて減免します。

対象者

私立保育所、私立認定こども園、地域型保育施設、市立こども園に通う0歳児から2歳児で、本市から登園自粛要請にご協力いただいている児童の保護者
※申請の手続きは、5月8日以降、個別に届いた申請書で手続き願います。

申請受付

令和2年5月9日～令和2年5月29日



事業費(予算額) 10,049千円

【お問い合わせ先】

大阪狭山市役所 こども政策部 保育・教育グループ

〒589-8501 大阪狭山市狭山一丁目 2384 番地の1

電話 072-366-0011(内線 317, 318) FAX 072-367-1254

メールアドレス hoiku@city.osakasayama.osaka.jp

新型コロナウイルス感染症に伴う緊急応援策
～負けるな!力を合わせて新型コロナ禍を乗り越えよう!～

新型コロナウイルス感染症等

対策基金を設置

感染拡大の防止対策をはじめ、外出自粛や施設の使用制限などの影響を受け、将来に不安をかかえている市民への対策や事業者への対策など、財源が確保できた段階から支援することを目的として、ふるさと納税として寄附を募り、新たに基金を創設します。

大阪狭山市ホームページより

いただいた寄附金の使いみち

市で設置している特定目的基金（特定の目的のために活用する基金）の施策を中心に寄附金を活用させていただきます。

1. 緑のまちづくりの推進に関する事業
2. 地域福祉の推進に関する事業
3. 文化の振興に関する事業
4. 国際交流と国際理解を深める諸事業の推進に関する事業
5. 子育て支援に関する事業
- 6.7. その他の事業（寄附金の使いみちを市長が判断して市の事業に活用します。）**

「6 新型コロナウイルス感染症等対策に関する事業」を追加します。

【お問い合わせ先】

大阪狭山市役所 健康福祉部 健康推進グループ

〒589-8501 大阪狭山市狭山一丁目 2384 番地の1 電話 072-366-0011 (内線 323)
FAX 072-367-1254 メールアドレス kenko@city.osakasayama.osaka.jp

新型コロナウイルス感染症に伴う緊急応援策
～負けるな!力を合わせて新型コロナ禍を乗り越えよう!～

高齢者等へマスクを配布

新型コロナウイルスの感染症の長期化に備え、特にマスクの入手を困難としている65歳以上の高齢者の方がいる世帯にマスクを配布します。

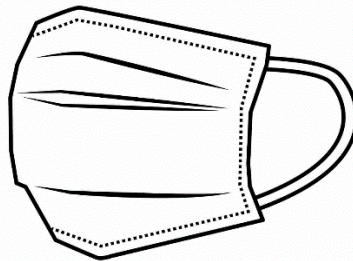
また、市民生活の維持に必要な事業として、医療・介護・福祉事業所などに対しても追加配布します。

対象者

- 65歳以上の高齢者の方がいる世帯
(約11,500世帯)
- 医療・介護・福祉事業所(275施設)など

配布時期

- 高齢者世帯へは、5月中にマスク10枚発送します。
※ 手続き等は必要ありません。



事業費(予算額)11,864千円

【お問い合わせ先】

大阪狭山市役所 健康福祉部 高齢介護グループ

〒589-8501 大阪狭山市狭山一丁目2384番地の1 電話 072-366-0011(内線385)

FAX 072-367-1254 メールアドレス kourei@city.osakasayama.osaka.jp